軽自動車税の税率のお知らせ

国および地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が変更になりました。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について経年 重課税率が導入されました。なお、昨年度の税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、特例措 置が1年間延長になりました。

●原動機付自転車・バイク・ トラクター・フォークリフトなど ★三輪・四輪の軽自動車 1)~(3)

三輪・四輪の軽自動車 グリーン化特例(軽課)(4~6)

		税率 (年額)平成28年度		
Ī		から		
	原	50cc以下	2,000円	
	原動機付自転車	50cc超~ 90cc以下	2,000円	
		90cc超~125cc以下	2,400円	
		ミニカー 50cc以下	3,700円	
	軽二輪(1	3,600円		
	小型二輪	6,000円		
	小型特殊的	2,400円		
	小型特殊! その他(フ	5,900円		

	1) -0			フラン101可りJ(年10末) (中年10末) (中年1							
ſ	車種区分			税率 (年額)							
			分	平成27年3月 31日以前の検 査(届出)車両 (現行税率)	平成27年4月1 日以後の検査 (届出)車両 (現行税率) ②	登録後13年を 経過した車両 (経年重課税率)	4	(5)	6		
		Ξ	輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円		
	軽自動車	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円		
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円		
		四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円		
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円		

※平成28年4月1日~平成29年3月31日に新規取得した三輪·四輪の軽自動車で、④~⑥の基準を 満たす車両について平成29年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例(軽課)が適用されます。

- ①平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両から新規税率が適用されます。
- ②平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、登録後13年まで現行税率のままです。
- ③平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタ ノール軽自動車、ハイブリッド軽自動車および被けん引車を除く)は、平成28年度から、経年重課の税率が適用になります。
- ※中古で購入した車両であっても、最初の新規検査から13年を経過すると経年重課の税率が適用になります。
- ④電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
- ⑤乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ⑥乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※⑤・⑥については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証 の備考欄に記載されています。

などの をしたとしても、 日以降に廃車や名義変更 ではありません。 場所 人は、 してください 税金が課税されます てください。 軽自動車 手続きが済んでい 月 車 が異なるので、 の種類により手続 割で課税する制 自 早急に手続きを 動 一税は、 車 また、 税 1 年 と異な 普通 4 月 2 軽 な 度 分 重

が必要です。 わった場合も変更手続き れます。 元 った場合や譲渡した場合 など)など使用 型特 課税され の所有者などに課税さ 手続きをしなければ 殊自動 また、 ます。バイク、 車 住所が変 しなくな (耕運機

1日 軽 自 自動 動車 現在の所有者など 税 重 は、 毎年

車・変更などの手続きはお早めに)4月1日現在の所有者などに課税されます 自動 • 1 ク •

動

軽 7 自動 軽四

(音声案内 050.3816.310車協会群馬事務 9

音声案内 050.5540.20輸局 群馬運輸支局 Ž

東運 超 一輪の小型自動車 2 5

関

CC

7

群 **7** 音声案内 050.554馬県自動 車整備振興 0.20Ž

軽二輪 以下 (1250超250

CC

特殊自動車 務課 26 2 2 3 7 税務室 直 通

財

7

125 に以下のバイク・小型 ○吉岡町のナンバーが 手続き・問合せ先 付 た

2017. 3

今月の納税

国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

…第9期

ビニエンスストアでも納付できます。 また、便利で確実な口座振替も ご利用ください。

納期限3月31

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

固定資産を所有する皆さま

価格等縦覧帳簿の縦覧と課税 台帳の閲覧を行います。 平成29年度の土地・家屋の

を判断するための制度です。 較し、適正な評価額であるか 者が本人の土地・家屋とほか 覧簿」をそれぞれ無料で縦覧 の納税者は家屋の「価格等縦 の土地・家屋との評価額を比 できます 縦覧は、固定資産税の納 一地の納税者は土地、家屋

▼期間

町内の土地や家屋の評価額 30分~午後5時15分) 場開庁時間内(平日午前8時 4月3日 第一5月1日 第の役 ▼価格等縦覧簿の記載内容

▼縦覧できる人

個人情報は記載されていませ

※所有者の住所や氏名などの

た人 納税者、納税者の委任を受け

▼持参するもの

訂鑑

]委任を受けた人は委任状

課税台帳の閲覧

分を確認するためのものです。 帳に本人の資産が記載された部 閲覧は、固定資産税課税台 、納税通

5時15分) 内(平日午前8時30分~午後 年3月30日金の役場開庁時間 ▼期間 4月3日)一平成 30

▼課税台帳の内容

固定資産の価格と税

▼閲覧できる人

▼手数料

縦覧期間内は無料

※それ以降は一枚300 再

も記載してあります。 知書に添付する課税明細書に 課税台帳の内容は、

額

固定資産の所有者、納税管理 任を受けた人 人、賃借人、これらの人から委

▼持参するもの 印鑑

]賃借人は契約書]委任を受けた人は委任状

縦覧•閲覧場所

財務課 税務室

26:2237(直通 問合せ先 財務課 税務室

自動車税

税となる県税です。 現在の車検証上の所有者 賦販売の場合は使用者) 自動車税は、 毎年4月1 に課 割 日

▼手続きが必要な場合

済ませてください。

取りに出した ○住所、氏名を変更した ○自動車を廃車した ○自動車を売った、または下

⚠手続きをしないと…

ラブルの原因になります。 届かなかったりするなど、 車の税金を納めることになっ すでに使用していない自動 転居先に納税通知書が ŀ

済んでいるか確認してくださ 頼したときは、必ず手続きが を行ってください。 は、確実に運輸支局で手続き 登録内容に変更があったとき ○手続きを販売業者などに依 ○自動車の売買や譲渡などで

でに運輸支局で必ず手続きを 次の場合は、3月31日金ま

ます。

動車税が課税されます。 ※軽自動車、 索してください。 住所を変更された方へ」と検 バイクには 軽 自

▼問合せ先

県自動車税事務所 ○自動車税について

2027·263·43 43

○登録について

行政県税事務所

関東運輸局群馬運輸支局 050.5540.2021



jp/)にアクセスし、検索キ 税通知書の発送先を変更でき 電子申請受付システム」で納 を変更する場合は、「ぐんま ▼その ワード「自動車をお持ちで 普通自動車で一時的に住 (**s**http://www.pref.gunma 詳しくは県ホームペー

念加瑙嘉黒

第8回よしおか再発見ウォーク

ごろ)が開催されますので、ウ まつり(午前9時~午後4時 明つきで巡ります。道の駅よ みましょう! オーキング後はお祭りを楽し しおか温泉では漆原しだれ桜 今回は約6㎞のコースを説

▼ 期 日 ▼コース・内容(約6㎞ 4月15日生



2班 午前7時40分~7時55分 ▼集合場所 **1班** 午前7時10分~7時25分

※詳細は参加者に通知します。 道の駅よしおか温泉

※小学生以下は保護者同伴 健康で全行程を自力で歩ける人

100人) ▼定員 ▼費用 各班先着50人(合計 100円(当日徴収

▼申込方法 電話、FAX、メ ▼申込締切 3月31日金

明記し、参加を希望する班(1 班か2班)、住所、氏名、生年月 ※「再発見ウォーク申込み」と からダウンロード)を郵送 ください。 日、連絡先を添えてお申込み ール、申込書(町ホームページ

▼申込み・問合せ先

再発見ウォーク係 産業建設課 産業振興室 ☎26.2280(直通 $\overline{7}$ 370-3692

gunma. Jp ∑kankou@town.yoshioka

道の駅よしおか温泉

長

寺

三津屋古墳

国民年金

特定期間について 特定期間・特例追納制度のご案内

年金額には反映しません。) きる場合があります。(ただし、 を受け取れない事態を防止で に算入することができ、年金 出により年金の受給資格期間 なかった期間については、届 保険料を納付することができ 遅れ、時効により国民年金の 者への切替手続きが必要です。 れた場合には、第1号被保険 たことなどにより扶養から外 の退職や本人の収入が増加し が、配偶者(第2号被保険者 この切替手続きが2年以上 国民年金の第3号被保険者

ど。加入手続きは自分で役場 学生、フリーター、無職の人な 国民年金窓口で行います。 【第1号被保険者】 自営業者、

【第2号被保険者】会社員や公

務員など、厚生年金保険や共 の勤務先を経由して行います。 加入手続きは第2号被保険者 険者に扶養されている配偶者。 きは勤務先が行います。 済組合への加入者。加入手続 【第3号被保険者】第2号被保

(ナビダイヤル)

特例追納について

納をしても年金額が増えない 受け取っている人は、特例追 場合があります。(既に年金を 年金額を増やすことができる 日までの3年間、特定保険料 場合があります。) を納付(特例追納)することで 4月1日から平成30年3月31 た期間については、平成27年 届出により特定期間とされ

【特例追納の対象期間】

10年以内の期間 満の人は、承認があった月前 ・特例追納する時点で60歳未

詳しくはお問合せください。 であった期間 上の人は、50歳以上60歳未満 ・特例追納する時点で60歳以

▼問合せ先

2017. 3